一般社団法人コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会と称し、略 称として「アウトリーチネット」という。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を 宮城県仙台市 に置く。
 - 2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 当法人は、アウトリーチを通じて、メンタルヘルスの支援ニーズがある人を中心に、社会的孤立状態にある人や、そのリスクがある人、また、その人に関わる人たちが、地域の中で自分らしい暮らしができる社会の実現に寄与することを目的とする。

当法人が定義する「アウトリーチ」とは、リカバリー(recovery)の概念を理解し、訪問を中心に行う「地域生活中心のサービス」(community-based)であり、「その人のあり方を中心に据えた支援」(person-centered)であり、「その人やその人を取り巻く周囲の環境の長所、能力に焦点をあてた支援」(strength perspective)である。

(事業)

- 第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。
 - (1) アウトリーチの実践
 - (2) アウトリーチの人材育成・研修及び定期的な全国大会の開催
 - (3) アウトリーチに関する研究活動
 - (4) アウトリーチに関する政策提言
 - (5) アウトリーチに関する情報交換及び普及啓発活動
 - (6) アウトリーチチームを立ち上げようとしている団体への支援活動
 - (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
 - (8) 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

- 第6条 当法人の会員は、次の5種とし、個人正会員及びチーム正会員、法人正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1)個人正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) チーム正会員 当法人の目的に賛同して入会したチーム

チームとは、共通の理念、目的、達成すべき目標、そのためのやり方を共有し、団体としての組織を備え、構成員の変更にかかわらず、団体そのものが存続し、その組織によって、アウトリーチを実践しているか、アウトリートの実践を目指している人的結合体である。なお、チームは、その活動の本拠(区画)ごとにひとつのチームとする。

- (3) 法人正会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (4)個人会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人
- (5)団体会員 当法人の事業を賛助するために入会した団体

(入 会)

- 第7条 個人正会員、チーム正会員、法人正会員として入会しようとする者は、理事1名の推薦ないし社員2名の推薦を受けた上で、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
 - 2 個人会員、団体会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、 理事会の承認を得るものとする。
 - 3 会員は、社員総会において別に定める会員種別ごとの入会金及び会費を納入しなければ ならない。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人が別に定める退会届を1ヶ月以上前に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第49条第2項に定める社 員総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
 - (1)総正会員が同意したとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 3年以上会費を滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(構成)

- 第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

- 第13条 社員総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 入会の基準
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任又は解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8)解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
 - (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1 回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催す

(招集)

- 第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
 - 2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、出席理事の中から選任する。理事が不在のときは、その社員総会 において、出席した正会員の中から選任する。

(決 議)

- 第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議 決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

- 第19条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その 提案について、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 - 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の 議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設置等)

- 第21条 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち、1名~3名以内を理事長とする。
 - 3 理事のうち、1名~3名以内を副理事長とすることができる。

(役員の選任等)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事を1期(2年)以上務めた者の中から選定する。
 - 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相 互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはなら ない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執 行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行及び当法人の会計を監査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。ただし、連続して最長3期(6年)までは再任を妨げな い。また、理事長又は副理事長である理事が再任される場合は、当該理事は連続して5 期(10年)までの再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。また、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める 総額の範囲内で、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報 酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
 - 2 前項各号の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事 実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役)

- 第30条 当法人に、任意の機関として、相談役を置くことができる。
 - 2 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(相談役の職務)

- 第31条 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第5章 理事会

(構成)

- 第32条 当法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1)業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを

経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事の中からその都度選任する。

(決 護)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する事理を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可 決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、 その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規 定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第6章 基 金

(基金の募集)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第41条 基金の募集、割当て、拠出等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについて は、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金拠出者の権利)

- 第42条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金 をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還)

- 第43条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度 額の範囲内で行うものとする。
 - 2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

(代替基金の積立)

第44条 基金の返還を行うときは、返還をする基金に相当する金額を代替基金として積み立て るものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度、理事長若しくは理事長が指 定する者が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを 変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については、毎 事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長若しくは理事長が 指定する者が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時 社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号か ら第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社 員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。
 - 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第50条 当法人は、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3 分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人 と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものと する。

第9章 委員会

(委員会)

- 第52条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置 することができる。
 - 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 4 委員会には1名以上の理事が委員長若しくは担当理事として参加する。

第10章 部 会

(部 会)

- 第53条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、部会を設置することができる。
 - 2 部会の構成員は、正会員及び会員のうちから理事会が選任する。
 - 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
 - 4 部会には1名以上の理事が部会長若しくは担当理事として参加する。

第11章 附 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第55条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員 又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役 員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができ ない。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年3月31日までと する。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第57条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立 時社員の定めるところによる。

(設立時役員等)

第58条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事長 伊藤 順一郎

設立時理事長 岡﨑 公彦

設立時理事長 梁田 英麿

設立時理事 浦林 翼

設立時理事 金井 浩一

設立時理事 須田 竜太

設立時理事 谷口 仁史

設立時理事 西尾 雅明

設立時理事 久永 文恵

設立時理事 増子 徳幸

設立時理事 吉田 光爾

設立時理事 渡邉 真里子

設立時監事 山口 亮

(設立時社員の氏名)

第59条 当法人の設立時の社員の氏名は、次のとおりとする。

- 1 伊藤 順一郎
- 2 浦林 翼
- 3 岡﨑 公彦
- 4 香取 牧子
- 5 金井 浩一
- 6 佐川 まこと
- 7 櫻井 孝二
- 8 志井田 美幸
- 9 白石 泰三
- 10 須田 竜太
- 11 鷹子 剛
- 12 谷口 研一朗
- 13 谷口 仁史
- 14 寺嶋 正啓
- 15 遠嶋 哲吏
- 16 富沢 明美
- 17 西尾 雅明
- 18 久永 文恵
- 19 藤川 太球磨
- 20 藤田 大輔

- 21 增子 徳幸
- 22 安里 順子
- 23 柳 尚夫
- 24 梁田 英麿
- 25 山口 創生
- 26 山口 亮
- 27 吉田 光爾
- 28 渡邉 真里子

(法令の準拠)

第60条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。 以上、一般社団法人コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会の設立のため、各設立 時社員の定款作成代理人である行政書士 今関美絵 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子 署名をする。

令和2年9月26日

設立時社員 伊藤 順一郎

設立時社員 浦林 翼

設立時社員 岡﨑 公彦

設立時社員 香取 牧子

設立時社員 金井 浩一

設立時社員 佐川 まこと

設立時社員 櫻井 孝二

設立時社員 志井田 美幸

設立時社員 白石 泰三

設立時社員 須田 竜太

設立時社員 鷹子 剛

設立時社員 谷口 研一朗

設立時社員 谷口 仁史

設立時社員 寺嶋 正啓

設立時社員 遠嶋 哲吏

設立時社員 富沢 明美

設立時社員 西尾 雅明

設立時社員 久永 文恵

設立時社員 藤川 太球磨

設立時社員 藤田 大輔

設立時社員 増子 徳幸

設立時社員 安里 順子

設立時社員 柳 尚夫

設立時社員 梁田 英麿

設立時社員 山口 創生

設立時社員 山口 亮

設立時社員 吉田 光爾

設立時社員 渡邉 真里子

上記設立時社員28名の定款作成代理人 行政書士 今関 美絵

当法人の定款に相違ありません。

令和2年12月15日

一般社団法人コミュニティ・メンタルヘルス・アウトリーチ協会 代表理事 伊藤 順一郎

代表理事 岡﨑 公彦

代表理事 梁田 英麿

附 則(令和4年5月22日)

- 1. 第46条一部改正
- 2. この定款は、令和4年5月22日から施行する。

附 則(令和6年5月26日)

- 1. 第22条第2項及び第25条第1項改正
- 2. この定款は、令和6年5月26日から施行する。